

名称：「Y チェア」事件（審決取消訴訟事件）

知財高裁第3部：平成22年（行ケ）第10253号 判決日：平成23年6月29日

判決：請求容認

商標法第3条第1項第3号、同2項

キーワード：立体商標、自他商品識別力

[概要]

審決では、本願立体商標は商標法第3条第1項第3号に該当し、使用による識別力の獲得も認められないとして拒絶され、この審決の取り消しを求める事案。

[商標の構成]

- ①背もたれ上部の笠木と肘掛け部が一体となった、ほぼ半円形に形成された一本の曲げ木が用いられている。
- ②座面が細い紐類で編み込まれている。
- ③上記笠木兼肘掛け部を、後部で支える「背板」（背もたれ部）は、「Y」字様又は「V」字様の形状からなる。
- ④後脚は、座部より更に上方に延伸して、「S」字を長く伸ばしたような形状からなる。

指定商品：肘掛け椅子

[争点]

取消事由1：商標法3条1項3号に該当するとした判断の誤り

取消事由2：商標法3条2項に該当しないとした判断の誤り

[当裁判所の判断]

1. 取消事由1について

[判示事項]

商品等の形状は、多くの場合、商品等に期待される機能をより効果的に発揮させたり、商品等の美観をより優れたものとするなどの目的で選択されるものであって、商品、役務の出所を表示し、自他商品、役務を識別する標識として用いられるものは少ない。

需要者の観点からしても、商品等の形状は、文字、図形、記号等により平面的に表示される標章とは異なり、商品の機能や美観を際立たせるために選択されたものと認識し、出所表示識別のために選択されたものとは認識しない場合が多い。

そうすると、商品等の形状は、多くの場合に、商品等の機能又は美観に資することを目的として採用されるものであり、客観的に見て、そのような目的のために採用されたと認められる形状は、特段の事情のない限り、商標法3条1項3号に該当する。

また、同種の商品等について、機能又は美観上の理由による形状の選択と予測し得る範囲のものであれば、当該形状が特徴を有していたとしても、商標法3条1項3号に該当する。

さらに、商品等に、需要者において予測し得ないような斬新な形状が用いられた場合であっても、当該形状が専ら商品等の機能向上の観点から選択されたものであるときには、商標法3条1項3号に該当する。

[本件商標]

本願商標の上記形状について考察すると、本願商標は、看者に対し、シンプルで素朴な印象、及び斬新で洗練されたとの印象を与えていた。しかし、本願商標の形状における特徴は、それを超えて、上記形状の特徴をもって、当然に、商品の出所を識別する標識と認識させるものとはいえない。

従って、本願商標は、商標法3条1項3号に該当する。

2. 取消事由2について

[判示事項]

立体的形状からなる商標が使用により自他商品識別力を獲得したかどうかは、当該商標ないし商品等の形状、使用開始時期及び使用期間、使用地域、商品の販売数量、広告宣伝のされた期間・地域及び規模、当該形状に類似した他の商品等の存否などの諸事情を総合考慮して判断する。

商品等は、その製造、販売等を継続するに当たって、技術の進歩や社会環境、取引慣行の変化等に応じて、品質や機能を維持するために形状を変更することが通常であることに照らすならば、ごく僅かな形状の相違、材質ないし色彩の変化が存在してもなお、立体的形状が需要者の目につき易く、強い印象を与えるものであったかなどを総合勘案した上で、立体的形状が独立して自他商品識別力を獲得するに至っているか否かを判断する。

[本件商標]

(1) ①原告製品は、背もたれ上部の笠木と肘掛け部が一体となった、ほぼ半円形に形成された一本の曲げ木が用いられていること、座面が細い紐類で編み込まれていること、上記笠木兼肘掛け部を、後部で支える「背板」(背もたれ部)は、「Y」字様又は「V」字様の形状からなること、後脚は、座部より更に上方に延伸して、「S」字を長く伸ばしたような形状からなること等、特徴的な形状を有していること、②1950年(日本国内では昭和37年)に販売が開始されて以来、ほぼ同一の形状を維持しており、長期間にわたって、雑誌等の記事で紹介され、広告宣伝等が行われ、多数の商品が販売されたこと、③その結果、需要者において、本願商標ないし原告製品の形状の特徴の故に、何人の業務に係る商品であるかを、認識、理解することができる状態となったものと認められる。

(2) 原告が販売する原告製品は、様々な色彩のものが販売されていても、本願商標は、形状における特徴の故に、自他商品の出所識別力がある。

(3) 原告製品に類似した形状の椅子は、「Yチェア」の「ジェネリック製品」ないし「リプロダクト製品」などと称されており、オリジナル製品として原告製品が存在することが前提となっている。これに対し、原告は、このような商品を市場から排除するため、当該商品を販売する業者等に対し、警告書等を送付するなどの措置を講じている。

(4) 以上より、本願商標は、使用により、自他商品識別力を獲得したものというべきである。

[コメント]

商標法3条1項3号、同3条2項についての裁判所の判示事項は、コカコーラ立体商標事件と概ね同じである。

色彩等にバリエーションがあったとしても、形状に特徴があれば自他商品識別機能の認定の妨げにならないとの判断がされうる。

類似商品が出回っていたとしても、それらがオリジナル製品があることが前提になっていれば、自他商品識別機能の認定の妨げにならないとの判断がされうる。ただし、それに対して警告等の措置を行っている必要がある。